## 印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
城東工科高等学 校	公印 (学校長印) を印影印刷した生徒証明書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	・生徒証明書 500枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載	【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に 規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷す ることができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、 常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月12日)